

三交協ロードサービス サービス利用規約

第1条(サービスの概要)

三交協ロードサービス(以下、「本サービス」といいます。)、は、三重県交通共済協同組合(以下、「当組合」といいます。))の自動車共済契約を契約する第2条に規定する対象車両に対して当組合が日本国内で提供するロードサービスです。

2. 利用者は、本規約に同意のうえ、本サービスの提供を受けることができます。

3. 本サービスは、当組合が業務提携するロードサービス提供者(以下、「ロードサービス提供者」といいます。))がこの規約に従い提供します。

第2条(本サービスの対象車両)

本サービスの対象車両は、サービス提供事由発生時において、当組合の対人共済及び対物共済両方の自動車共済契約を締結している車両とします。ただし、構内専用車、二輪自動車、原動機付自転車、道路運送車両法上の大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除きます。

第3条(適用地域)

本サービスの適用地域は、以下のとおりとします。

- (1) 本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島等の地域では、本サービスが提供できない場合があります。

第4条(用語の定義)

この規約において使用される用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 利用者とは、本サービスの対象車両の共済契約者及び共済契約者の承諾を得て本サービスの対象車両を使用又は管理中の者をいいます。
- (2) ロードサービス実施者とは、ロードサービス提供者からの取次または手配により、実際にロードサービスを実施する者をいいます。
- (3) 事故とは、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮、タイヤのパンクまたはバーストその他偶発的な事故をいいます。
- (4) 故障とは、対象車両に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的又は機械的故障をいいます。
- (5) レッカー搬送とは、対象車両が走行不能となった場所から最寄りの修理工場等又は当組合が指定する場所まで搬送する作業をいいます。

第5条(ロードサービスを提供する場合)

ロードサービス提供者は、利用者が第8条(利用者の義務)(1)の規定に従い第6条(本サービスの内容)に規定するロードサービスの利用申込を行った場合であって、第2条(本サービスの対象車両)に規定する対象車両であることを確認し、ロードサービス実施者により、そのロードサービスを提供するものとします。

第6条(本サービスの内容)

本サービスで提供するロードサービスの内容は、次の第1号から第3号のとおりとします。

- (1) タイヤのパンクまたはバースト時のタイヤ交換(タイヤ代は除く。)
 - (2) 事故または故障により走行不能となった場合の修理工場等までのレッカー搬送
 - (3) 脱輪または落輪による引き上げ
2. 利用者は、1回の本サービス利用毎に前項第1号から第3号の利用料合計額のうち、利用者自己負担額として3万円を負担し、当組合は、3万円を超過し20万円(消費税を含む)までを負担します。
3. 事故による本サービスの利用で相手方に過失があった場合は、その過失割合は、前項の利用者自己負担額及び当組合負担額に含みません。

第7条(サービスを提供できない場合)

本サービスは、次のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を行いません。

- (1) 利用者が本サービスの利用に際して、ロードサービス提供者の専用ダイヤルへ利用申込を行っていない場合
 - (2) 利用者が正当な理由なく、第8条(利用者の義務)の規定に違反した場合
2. 本サービスは、次の各号に該当する場合には、提供することができません。
- (1) 対象事故が次のいずれかの原因によって生じた場合
 - ア 利用者の故意又は重大な過失
 - イ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - ウ 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
 - エ 次のいずれかに該当する事由
 - (ア) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
 - (イ) (ア)以外の放射線照射又は放射能汚染
 - オ 次のいずれかに該当する事由
 - (ア) イからエまでの事由によって発生した事故の拡大
 - (イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故のイからエまでの事由による拡大(事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。)
 - (イ) イからエまでの事由に伴う秩序の混乱
 - カ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防又は避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - キ 詐欺又は横領
 - ク 次のいずれかに該当する事由
 - (ア) 対象車両を競技又は曲技(競技又は曲技のための練習を含みます。))のために使用すること。
 - (イ) 対象車両を競技又は曲技を行うことを目的とする場所において使用(救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。))すること。
 - (2) 対象車両の運転者が法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合及び酒気を帯びて(道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。))運転した場合に生じた事故によって対象車両が走行不能となった場合
 - (3) 雪道、砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり、事故、故障または車両自体に生じたトラブルに該当しない場合

(4) 以下の事項に該当する場合

- ア 対象車両が、違法改造されている場合又はメーカーの示す仕様と異なる改造若しくは整備を加えていた場合
 - イ 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所で対象車両を使用し、事故又は故障が発生した場合
 - ウ 故意によりメーカーが発行するマニュアル、車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えて対象車両を使用した場合
 - エ 航空機又は船舶により対象車両を輸送中の場合
 - オ 対象車両が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合
 - カ 対象車両が、鍵の盗難又は紛失により走行不能となった場合
- (5) 当組合の共済金で本サービスの費用が支払われる場合
- (6) 過失事故又はもらい事故の場合において相手側の保険若しくは共済に請求できる場合のその分の費用(過失割合について、示談書等のご提示を求める場合がございます。)
- (7) 同一のサービスにおける利用頻度が著しく高い場合
- (8) 他の保険や共済との契約でロードサービスが付帯されている場合

第8条(利用者の義務)

本サービスを利用する場合は、利用者は、次の義務を負うものとします。利用者が義務を履行しない場合、ロードサービス提供者は、本サービスを提供しないことができ、この場合、利用者に損害等が生じた場合であっても、当組合及びロードサービス提供者は一切その責を負わないものとします。

- (1) ロードサービス提供者の指示に従い、必要な協力を行うこと。
- (2) 道路交通法その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行わないこと。
- (3) 人身事故等、警察に届出が必要な事故に関しては、警察に届出を行い、ロードサービスの実施について警察の許可を得ること。
- (4) ロードサービス提供者の判断により、共済契約証、運転免許証、自動車検査証、その他本人確認資料等の提示を求められた時は、それらを提示すること。
- (5) 本サービス提供時において、対象車両に高価な品物、代替不可能な品物又は危険物等が積載されている場合は、その旨を事前にロードサービス提供者に通知すること。なお、事前通知を行わなかった場合でロードサービス提供後にその積載物に損害が生じた場合、又はその積載物に起因する事故が生じた場合であっても、当組合及びロードサービス提供者は、一切その責を負わないものとします。

第9条(ロードサービスの終了、中止及び変更等)

当組合が本サービスを終了若しくは中止又は内容の変更を行う場合は、当組合のホームページ、若しくは当組合の発行する機関誌等によって組合員等に通知し、行うこととします。

第10条(サービス提供時の責任)

本サービスはロードサービス提供者の責任において行われるものとし(ただし、利用者に故意、過失等責めに帰すべき事由がある場合を除きます。)、提供したロードサービスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当組合及びロードサービス提供者は一切その責を負わないものとします。

2. 本サービス提供後の、対象車両の修理、整備及び保管等については、利用者を受入れ工場等との間の契約であり、また、代車の使用又は管理等については、利用者と同業者等との間の契約であるため、それらの契約に起因する車両損傷、人身事故、その他損害等については、当組合及びロードサービス提供者は、一切その責を負わないものとします。

3. 本サービス提供時において、対象車両に高価な品物、代替不可能な品物又は危険物等が積載されている場合は、ロードサービス提供者は、その判断によりロードサービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当組合、ロードサービス提供者及びロードサービス実施者に損害が生じた場合は、利用者はこれを賠償するものとします。

4. 本サービスの提供を行わない場合、又は本サービスの提供が遅延した場合であっても、当組合及びロードサービス提供者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。

第11条(個人情報の取扱)

当組合は、業務上必要とする範囲で個人情報を取得します。また、本サービスにおける組合員等の情報の一部につきましては、当組合が本サービスを提供することを目的に本サービスに関係する会社に提供します。提供した情報につきましては、本サービス提供以外の用途で使用されることはありません。

【附則】

本サービスを提供できない(若しくは、利用者に利用料を請求する)主な場合の例として、以下具体的事例を明記します。

- ① 本サービス対象外のロードサービスの利用や、第6条第2項に定める当組合の負担額を超える利用料金(限度額を超えた利用料金は自己負担となりますので、ロードサービス提供者より利用者に請求を行います。)
- ② 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態やタイヤが空転して走行不能となった状態、事故、故障など対象車両自体に生じたトラブルに該当しない場合
- ③ 対象車両がけん引車両である場合、被けん引車両が対象車両に単に連結されているだけの状態で、被けん引車両が原因で発生するロードサービス(被けん引車両が接続(切り離せない)ようにボルト・ナット等で固定)されている場合はサービスの対象となります。)
- ④ ロードサービス提供者によるロードサービスの手配完了した後にキャンセルされた場合のキャンセル費用
- ⑤ レッカー搬送せずに応急処置で対応が完了した場合のその費用
- ⑥ 対象車両の事故・故障時にロードサービスを手配し、応急処置等を実施した結果、最終的にレッカー搬送された場合の応急処置代
- ⑦ スペアタイヤを積んでなかった場合やスペアタイヤもパンクして使用できない場合等に別途手配したタイヤ代
- ⑧ 対象車両に対してロードサービスを提供した結果、事故の相手方に過失があった場合のその分の費用。(ロードサービス提供者から利用者に請求を行い、利用者から相手方にご請求いただけます。)

本規約は、2024年8月1日から適用する。